

地域医療介護総合確保基金の活用について

1 事業概要

安佐市民病院の建替を契機とする広島医療圏北部地域における公立・公的病院の再編計画（以下「再編計画」という。）に基づく次の医療機関の整備について、病床機能分化・連携促進基盤整備事業の「複数の医療機関間の連携による病床再編事業」（別紙参照）として、地域医療介護総合確保基金を活用するものである。

2 連携病院

広島市立安佐市民病院，JA広島厚生連吉田総合病院，安芸太田病院，北広島町豊平病院，安佐医師会病院（新設）

3 整備概要

医療機関名	整備区分	整備スケジュール
JA 広島厚生連 吉田総合病院	①再編計画に基づく他機能への転換 精神科病床から地域包括ケア病床への転換 精神科開放病床 58 床 ⇒地域包括ケア病床 48 床 ②再編計画に基づく医療機器の購入 再編計画により整備する地域包括ケア病床 で使用する医療機器の購入	R 2 年度 実施設計，改修工事 R 3 年度 病床機能転換
北広島町豊平診療所	①再編計画に基づく建物や医療機器の処分 ・ガス供給施設処分：入院施設の廃止で給食 の提供が不要になったため，調理に用いる ガス供給設備を撤去 ・医療機器処分：診療所の規模及び患者数に 見合った性能の医療機器に更新するため， 現在の医療機器を処分	R 2 年度 ガス供給施設撤去工 事及び医療機器処分

病床機能分化・連携促進基盤整備事業の概要（案）

広島県医療介護計画課

趣旨

広島県地域医療構想（平成 28 年 3 月策定）の実現のため、不足が見込まれる病床機能への転換や、医療機関の事業縮小等に際して必要となる経費に対して、地域医療介護総合確保基金を活用した補助制度を実施することにより、医療機関における病床機能分化・連携の自主的な取組を支援する。

1 回復期病床への転換に係る事業（平成 29 年度から実施）

（1）対象事業

県内に所在する病床機能報告対象施設が、回復期以外の病床から「回復期病床（回復期リハ又は地ケア）」へ転換する際に必要となる施設・設備の整備事業

（2）補助内容

	基準額	補助対象経費
施設整備	①増改築 従前の建物を取り壊して、これと位置・構造・階数・規模がほぼ同程度のものを建築する場合や、病床部分を含み、敷地内の既存の建物に建て増しをする場合 1床当たり 4,640 千円	回復期病床を整備するために必要な増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 ただし、次に掲げる費用を除く (ア) 土地の取得又は整地に要する費用 (イ) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用 (ウ) 設計その他工事に伴う事務に要する費用 (エ) 既存建物の買収に要する費用 (オ) その他の整備費として適当と認められない費用
	②改修 従前の建物の躯体工事に及ばない模様替え及び内部改修にあたる場合 1床当たり 3,406 千円	
設備整備	1施設当たり 10,800 千円	回復期病床を整備するために必要な医療機器等の備品購入費 ただし、1品当たりの単価が 100 千円以上のものに限る。

補助率：施設整備 1 / 2，設備整備 1 / 2

※ 回復期以外の病床から、10床以上を地域包括ケア病棟入院料・地域包括ケア入院医療管理料又は回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病床に転換するもの。

2 医療機関の事業縮小に係る事業（新規）

（1）建物の改修整備費

病床削減に伴い不要となる病棟・病室等を他の用途へ変更（機能転換以外）するために必要な改修費用

※ 広島県地域医療構想公示日（平成 28 年 3 月 31 日）までに取得（契約）した病棟・病室等に限る。

※ 許可病床として報告している病床を 10床以上削減する場合に限る。

【標準単価】

1床当たり 3,406 千円（補助率 1/2）

（2）建物や医療機器の処分に係る損失

病床削減に伴い、不要となる建物（病棟・病室等）や不要となる医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る）

※ 広島県地域医療構想公示日（平成 28 年 3 月 31 日）までに取得（契約）した建物及び医療機器に限る。

※ 許可病床として報告している病床を 10床以上削減する場合に限る。

【対象となる勘定科目】

- ・固定資産除却損
- ・固定資産廃棄損（解体費用、処分費用）
- ・固定資産売却損（売却収入を含む）

【標準単価】

建物処分：1床当たり 2,320千円（補助率1/2）

機器処分：1施設当たり 10,800千円（補助率1/2）

(3) 人件費

早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額

※ 地域医療構想の達成に向けた機能転換や病床削減に伴い退職する職員に限る。

※ 許可病床として報告している病床を 10床以上削減又は転換する場合に限る。

【標準単価】

退職金の割増相当額：上乘せ分負担の補助（上限は6,000千円）

3 複数の医療機関間の連携による病床再編事業（新規）

地域医療構想の実現に向けて、複数の医療機関間で合意した再編計画に基づき実施する機能分化・転換などの病床再編を行うために必要な経費

※ 原則、10床以上の病床削減を伴う再編計画に限る。

【整備区分】

- ・再編計画に基づく他機能への転換
- ・再編計画に基づく他用途への変更
- ・再編計画に基づく医療機器の購入
- ・再編計画に基づく建物や医療機器の処分
- ・その他知事が必要と認める経費

【標準単価】

- ・再編計画に基づく他機能への転換

⇒ 再編に伴い、急性期病棟を回復期病棟に転換するなど。

増改築：1床当たり 4,640千円（補助率1/2）

改修：1床当たり 3,406千円（補助率1/2）

- ・再編計画に基づく他用途への変更

⇒ 再編に伴い、病床削減後に不要となった病棟・病床の用途を変更、又は移転後に不要となった病院・病棟・病床の用途を変更するなど。

1床当たり 3,406千円（補助率1/2）

- ・再編計画に基づく医療機器の購入

1施設当たり 10,800千円（補助率1/2）

- ・再編計画に基づく建物や医療機器の処分

⇒ 再編に伴い、不要となった建物の解体撤去、医療機器の処分費用等に係る特別損失の補填など

建物処分：1床当たり 2,320千円（補助率1/2）

機器処分：1施設当たり 10,800千円（補助率1/2）

留意事項

- 地域医療介護総合確保基金を活用した事業について、地域医療構想と整合性がとれており、かつ、施設が所在する圏域の「地域医療構想調整会議」において、圏域の病床機能分化・連携の推進に即したものと確認されている必要があること。

広島医療圏北部地域における公立・公的病院の再編計画について

1 経緯

- (1) 平成30年10月22日開催の広島県地域医療構想調整会議において、広島医療圏北部地域における公立・公的病院の再編計画については、県で新たに導入される定量的な基準を踏まえた上で見直しを検討することを付帯条件として承認された。
- (2) 平成30年11月15日開催の広島県医療審議会において、広島医療圏北部地域における公立・公的病院の病床数の特例について承認された。
- (3) 平成30年12月4日、広島市、北広島町、広島市立病院機構の三者が北広島町豊平病院への医療スタッフ派遣等を内容とする医療連携実施協定を締結した。(平成31年3月18日、安芸太田町とも同様の協定を締結)
- (4) 平成30年12月19日、北広島町議会において、北広島町豊平病院(44床)を無床診療所に転換する条例案が可決された。
- (5) 平成31年2月21日付けで、医療法の規定に基づき、広島医療圏北部地域の再編統合に伴う特例措置の適用に係る協議について、厚生労働大臣から同意を得た。
- (6) 令和2年1月29日開催の広島県地域医療構想調整会議において、広島医療圏北部地域における公立・公的病院の再編計画の定量的基準を踏まえた検証について、了承された。

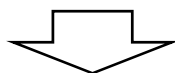
2 再編計画の内容

高度急性期は安佐市民病院、急性期は安佐市民病院とJ A吉田総合病院、地域急性期を含む回復期は新設する安佐医師会病院とJ A吉田総合病院、安芸太田病院で役割分担することとし、病床を再編するとともに、豊平病院は無床診療所に転換する。

【再編計画前の病床数】

(単位：床)

区分	安佐市民病院	J A吉田総合病院	安芸太田病院	北広島町豊平病院	計 A
高度急性期	527				527
急性期		111	53	44	208
回復期		55			55
慢性期		54	52		106
小計	527	220	105	44	896
精神病床		120	44		164
合計	527	340	149	44	1,060



【再編計画後の病床数】

(単位：床)

区分	安佐市民病院	安佐医師会病院	J A吉田総合病院	安芸太田病院	北広島町豊平病院	計 B	増減 C = B - A
高度急性期	227					227	▲300
急性期	187		56			243	35
地域急性期			55	53		108	253
回復期		102	98		0	200	▲8
慢性期			46	52		98	▲20
小計	414	102	255	105	0	876	▲44
精神病床	20		56	44		120	▲64
合計	434	102	311	149	0	996	